

令和3年9月文京区議会定例議会追加提案事項

1 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 東京2020オリンピック競技大会の聖火リレーの公道走行の中止に伴い、委託契約を解除したことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 違約金を区が支払う。
- (4) 賠償金額 金533万5,000円
- (5) 相手方 東京都中央区銀座七丁目13番21号銀座新六洲ビル6階
株式会社イベント・コミュニケーションズ東京営業所
所長 阿久澤一春

2 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 東京2020オリンピック競技大会期間中のパブリックビューイング及びステージイベントの中止に伴い、委託契約を解除したことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 違約金を区が支払う。
- (4) 賠償金額 金526万4,854円
- (5) 相手方 東京都文京区後楽一丁目3番61号
株式会社東京ドーム業務部
専務取締役執行役員営業本部長兼業務部担当 西勝昭

3 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 東京2020パラリンピック競技大会期間中のパブリックビューイング及びステージイベントの中止に伴い、委託契約を解除したことにより、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 違約金を区が支払う。
- (4) 賠償金額 金360万2,268円
- (5) 相手方 東京都文京区後楽一丁目3番61号
株式会社東京ドーム業務部
専務取締役執行役員営業本部長兼業務部担当 西勝昭